

キャリアコンサルタント登録制度関係参照条文
目次

- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）・・・・・・・・・・ 1
- 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）・・・・・・ 1 2
- 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の
指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号）・・・・・・・・・・ 2 3

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

第一章 総則

（定義）

第二条

1～4 （略）

5 この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

第三章 職業能力開発の促進

第八節 キャリアコンサルタント

（業務）

第三十条の三 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

（キャリアコンサルタント試験）

第三十条の四 キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキャリアコンサルタント試験（以下この節において「キャリアコンサルタント試験」という。）は、学科試験及び実技試験によつて行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

一 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了した者

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるものの

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

（登録試験機関の登録）

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務（以下「資格試験業務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 資格試験業務を行う事業所の所在地
 - 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

（欠格条項）

第三十条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者（以下この条及び次条において「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者
- 四 申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

（登録の要件等）

第三十条の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 次に掲げる科目について試験を行うこと。
 - イ この法律その他関係法令に関する科目
 - ロ キャリアコンサルティングの理論に関する科目
 - ハ キャリアコンサルティングの実務に関する科目
 - ニ その他厚生労働省令で定める科目
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。
 - イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
 - ロ キャリアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - イ 資格試験業務に関する規程（試験に関する秘密の保持に関することを含む。以下「試験業務規程」という。）に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。
 - ロ イに掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債務超過の状態にないこと。

2 第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 第三十条の五第二項各号に掲げる事項

（登録事項等の変更の届出）

第三十条の八 登録試験機関は、前条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験業務規程）

第三十条の九 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（資格試験業務の休廃止）

第三十条の十 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十条の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間、その事務所に備えて置かななければならない。

2 キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（解任命令）

第三十条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができる。

2 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

（秘密保持義務等）

第三十条の十三 登録試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令等）

第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（登録の取消し等）

第三十条の十五 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。

二 第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

（帳簿の記載）

第三十条の十六 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告等）

第三十条の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）

第三十条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十条の五第一項の登録をしたとき。

二 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。

三 第三十条の十の許可をしたとき。

四 第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。

五 第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

（キャリアコンサルタントの登録）

第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（キャリアコンサルタント登録証）

第三十条の二十 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキャリアコンサルタント登録証（次条第二項において「登録証」という。）を交付する。

（登録事項の変更の届出等）

第三十条の二十一 キャリアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

（登録の取消し等）

第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

（登録の消除）

第三十条の二十三 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

（指定登録機関の指定）

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。

（指定の基準）

第三十条の二十五 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 営利を目的としない法人であること。

（指定登録機関の指定等についての準用）

第三十条の二十六 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二第一項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで（第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。）の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に関する規程（以下「登録事務規程」という。）」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「実施方法、試験に関する料金」とあるのは「実施方法」と、同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務の」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十条の十三第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

【第三十条の二十六による読み替え後の関係条文】

（指定登録機関の登録）

第三十条の五 （略）

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第三十条の二十四第一項の規定により指定登録機関に登録事務を行わせるときは、登録事務を行わないものとする。

（欠格条項）

第三十条の六 厚生労働大臣は、第三十条の二十四第二項の規定により指定の申請を行う者（以下この条及び次条において「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十条の十五の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者

四 申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

（登録事項等の変更の届出）

第三十条の八 (略)

- 2 指定登録機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(登録事務規程)

第三十条の九 指定登録機関は、登録事務に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、登録事務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 登録事務規程には、登録事務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録事務の休廃止)

第三十条の十 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(解任命令)

第三十条の十二 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

- 2 (略)

(秘密保持義務等)

第三十条の十三 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録事務に従事する指定登録機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十条の十四 厚生労働大臣は、指定登録機関が第三十条の二十五各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、登録事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条の十五 厚生労働大臣は、指定登録機関が第三十条の六各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定登録機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 不正の手段により第三十条の二十四第一項の指定を受けたとき。
 - 二 第三十条の九第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十又は次条の規定に違反したとき。

五 (略)

(帳簿の記載)

第三十条の十六 指定登録機関は、帳簿を備え、登録事務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第三十条の十七 厚生労働大臣は、登録事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対して登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十条の二十四第一項の指定をしたとき。

二 (略)

三 第三十条の十の許可をしたとき。

四 第三十条の十五の規定により指定を取り消したとき。

五 第三十条の十五第二項の規定により登録事務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

(義務)

第三十条の二十七 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第三十条の二十八 キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(厚生労働省令への委任)

第三十条の二十九 この節に定めるもののほか、キャリアコンサルタント試験、キャリアコンサルタントの登録その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(手数料)

第九十七条 第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の

十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十四条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 (略)

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第三十条の十三第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

五 (略)

第百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の許可を受けないで資格試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十条の十六（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して資格試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条の十七第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～ 四 (略)

五 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアコンサルタントの名称を使用したもの

六 第三十条の二十八の規定に違反した者

七・八 (略)

第百五条 第三十条の十五第二項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録試験機関、指定登録機関又は指定試験機関の役員は、五十万円以下の過料に処する。

第百五条の二 第三十条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

○ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）【令和3年6月1日施行】

（職業能力開発推進者の選任）

第二条 法第十二条の職業能力開発推進者の選任は、キャリアコンサルタントその他の同条各号の業務を担当するための必要な能力を有すると認められる者のうちから、事業所ごとに行うものとする。

- 2 常時雇用する労働者が百人以下である事業所又は二以上の事業主が共同して職業訓練を行う場合その他その雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を共同して図ることが適切な場合における常時雇用する労働者が百人を超える事業所については、法第十二条の職業能力開発推進者は当該事業所の専任の者であることを要しないものとする。

（受験資格）

第四十八条の四 法第三十条の四第三項第一号の厚生労働省令で定める講習は、次に掲げる基準に適合するものであることについて、厚生労働大臣の認定を受けた講習とする。

- 一 別表第十一の三の二の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる範囲に応じ、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。
 - 二 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 三 講習を実施する者が前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 2 法第三十条の四第三項第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 労働者の職業の選択に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者
 - 二 労働者の職業生活設計に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者
 - 三 労働者の職業能力の開発及び向上に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者
- 3 法第三十条の四第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験又は実技試験に合格した者
 - 二 前項各号及び前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

（試験の免除）

第四十八条の五 法第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、同条第二項の学科試験及び実技試験のうち、それぞれ、当該各号に定める試験を免除する。

- 一 キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者

学科試験

- 二 キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者
実技試験

（登録の申請）

第四十八条の六 法第三十条の五第二項の規定により登録の申請を行う者は、登録試験機関登録申請書（様式第十二号の二）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 会計の監査の結果を記載した書類
 - 五 申請に関する意思の決定を証する書類
 - 六 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 七 資格試験業務（法第三十条の五第一項に規定する資格試験業務をいう。以下同じ。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 八 資格試験業務の実施に関する計画を記載した書類
 - 九 登録を受けようとする者が法第三十条の六各号のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
 - 十 法第三十条の七第一項第一号に掲げる科目について、同項第二号に規定する試験委員（以下「試験委員」という。）により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類
 - 十一 試験委員の経歴を記載した書類
 - 十二 資格試験業務の管理に関する文書として、次に掲げるもの
 - イ 試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書
 - ロ 資格試験業務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書
 - 十三 法第三十条の七第一項第三号イに規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類
- 2 前項第八号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
- 一 第四十八条の十一各号に掲げる事項
 - 二 資格試験業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項
 - 三 手数料の額及びその積算の基礎に係る事項

（試験科目）

第四十八条の七 法第三十条の七第一項第一号二の厚生労働省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

- 一 キャリアコンサルティングの社会的意義に関する科目
- 二 キャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目

（信頼性の確保のための措置）

第四十八条の八 法第三十条の七第一項第三号口の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- 二 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。
- 三 資格試験業務の実施に関する計画として、次の各号のいずれにも適合する計画を定めていること。
 - イ 資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
 - ロ 資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。
- ハ 資格試験業務に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。
- 四 前号の資格試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有し、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - イ 全国的な規模で継続して毎年一回以上法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験（以下「キャリアコンサルタント試験」という。）を実施できる資産及び能力を有すること。
 - ロ 法第三十条の四第二項の実技試験における評価基準の調整その他客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること。
- ハ 資格試験業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて資格試験業務が不公正になるおそれがないよう必要な措置を講じること。

（登録事項の変更の届出）

第四十八条の九 法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）

は、法第三十条の八第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- 2 登録試験機関は、法第三十条の八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 選任又は解任された役員又は試験委員の氏名
 - 二 選任又は解任の年月日
 - 三 選任又は解任の理由
 - 四 選任の場合にあつては、選任された者の略歴
 - 五 役員の選任の場合にあつては、当該役員が法第三十条の六第一号に該当しない者であることを誓約する書面
 - 六 試験委員の選任又は解任の場合にあつては、法第三十条の七第一項第一号に掲げる科目について、試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

（試験業務規程の認可の申請）

第四十八条の十 登録試験機関は、法第三十条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、試験業務規程認可申請書（様式第十二号の三）に、試験業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、法第三十条の九第一項後段の認可を受けようとするときは、試験業務規程変更認可申請書（様式第十二号の四）に、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（試験業務規程の記載事項）

第四十八条の十一 法第三十条の九第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 資格試験業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 資格試験業務を行う場所及び試験地に関する事項
- 三 資格試験業務の実施の方法に関する事項
- 四 資格試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 試験の受験の申込みに関する事項
- 六 試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 七 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項
- 九 試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- 十 試験委員の選任及び解任に関する事項
- 十一 資格試験業務に関する秘密の保持に関する事項
- 十二 不正受験者の処分に関する事項
- 十三 資格試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十四 法第三十条の十一第一項に規定する財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十五 その他資格試験業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第四十八条の十二 登録試験機関は、法第三十条の十の許可を受けようとするときは、資格試験業務休止（廃止）許可申請書（様式第十二号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四十八条の十三 法第三十条の十一第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第三十条の十一第二項第四号の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信

回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿の備付け等）

第四十八条の十四 法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験年月日
 - 二 試験地
 - 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
 - 四 前号の受験者の試験の合格年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
 - 3 登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、資格試験業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
 - 4 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。
 - 一 試験の受験申込書及び添付書類
 - 二 終了した試験の問題及び答案用紙

（立入検査を行う職員の証明書）

第四十八条の十五 法第三十条の十七第二項の身分を示す証票の様式は、様式第十二号の六によるものとする。

（キャリアコンサルタントの登録）

第四十八条の十六 法第三十条の十九第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 生年月日
 - 二 性別
 - 三 住所
 - 四 事務所の名称
- 2 法第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者は、キャリアコンサルタント登録申請書（様式第十二号の七）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 3 前項のキャリアコンサルタント登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - イ キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（次条第五項の規定の適用を受ける者にあつては、当該合格証の写し及び同条第一項に規定する講習の修了証（同条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者にあつては、これに代わるべき書面））
 - ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 4 法第三十条の十九第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（講習）

第四十八条の十七 法第三十条の十九第三項の更新を受けようとする者は、法第三十条の二十のキャリアコンサルタント登録証（以下「登録証」という。）の有効期間が満了する日の五年前から同日までの間に、次の各号に掲げる講習ごと当該各号に定める時間以上の講習を受けなければならない。

- 一 労働関係法令その他キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの 八時間
- 二 キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの 三十時間
- 2 キャリアコンサルティングに関し、一級の技能検定に合格しているキャリアコンサルタントにより行われるキャリアコンサルティングの実務に関する指導又はキャリアコンサルティングの実務は、前項第二号の規定の適用については、十時間以内に限り講習とみなす。
- 3 キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定に合格した者に対しては、当該合格の日から五年以内に法第三十条の十九第三項の更新を受けようとする際にその者が受けるべき第一項の講習を免除する。
- 4 キャリアコンサルティングに関し、一級の技能検定に合格した者に対しては、第一項第二号の講習を免除する。
- 5 キャリアコンサルタント試験に合格した日から五年を経過した日以降に法第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者については、前各項の規定を準用する。この場合において、第一項中「法第三十条の二十のキャリアコンサルタント登録証（以下「登録証」という。）の有効期間が満了する日」とあるのは、「法第三十条の十九第一項の登録を受ける日」とする。

（登録の更新）

第四十八条の十八 法第三十条の十九第三項の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間にキャリアコンサルタント登録更新申請書（様式第十二号の八）に前条第一項に規定する講習の修了証（同条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者にあつては、これに代わるべき書面）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録証）

第四十八条の十九 登録証は、様式第十二号の九によるものとする。

（登録事項の変更の届出）

第四十八条の二十 キャリアコンサルタントは、法第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があつたときは、キャリアコンサルタント登録事項変更届出書（様式第十二号の十）を、氏名の変更を届け出る場合にあつては戸籍謄本若しくは戸籍抄本又はこれらに代わる書面及び登録証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、法第三十条の十九のキャリアコンサルタント名簿に変更があつた事項及び変更があつた年月日を登録するとともに、登録証を訂正し、当該届出をした者に交付するものとする。

（登録証の再交付）

第四十八条の二十一 キャリアコンサルタントは、登録証を滅失し、又は損傷したときは、キャリアコンサルタント登録証再交付申請書（様式第十二号の十一）を厚生労働大臣に提出して、登録証の再交付を受けることができる。

- 2 前項の規定により登録証の再交付を申請した者は、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（登録の取消し等）

第四十八条の二十二 厚生労働大臣は、法第三十条の二十二の規定によりキャリアコンサルタントの登録を取り消し、又はキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第三十条の二十二の規定によりキャリアコンサルタントの登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（業務廃止等の報告）

第四十八条の二十三 キャリアコンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は法第三十条の十九第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該キャリアコンサルタント、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（指定の申請）

第四十八条の二十四 法第三十条の二十四第二項の規定により指定の申請を行う者は、指定登録機関指定申請書（様式第十二号の十二）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 会計の監査の結果を記載した書類
- 五 申請に関する意思の決定を証する書類
- 六 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 七 登録事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 八 登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- 九 指定を受けようとする者が法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の六各号のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面

（役員の選任又は解任の届出）

第四十八条の二十五 指定登録機関は、法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任された役員の氏名
- 二 選任又は解任の年月日
- 三 選任又は解任の理由
- 四 選任の場合にあつては、選任された者の略歴
- 五 選任の場合にあつては、選任された者が法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の六第一号に該当しない者であることを誓約する書面

（登録事務規程の認可の申請）

第四十八条の二十六 指定登録機関は、法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、登録事務規程認可申請書（様式第十二号の十三）に、登録事務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の九第一項後段の認可を受けようとするときは、登録事務規程変更認可申請書（様式第十二号の十四）に、登録事務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録事務規程の記載事項）

第四十八条の二十七 法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の九第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録事務を行う場所に関する事項
- 三 登録の実施の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 法第三十条の十九第三項の更新を受けるための手数料の額
- 六 登録証の交付、再交付又は訂正に関する事項
- 七 登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 八 登録事務に関する帳簿及び書類並びに法第三十条の十九第一項のキャリアコンサルタント名簿の保存に関する事項
- 九 その他登録事務の実施に関し必要な事項

【第四十八条の三十一による読み替え後の関係条文】

第四十八条の十六 （略）

2 法第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者は、キャリアコンサルタント登録申請書（様式第十二号の七）を法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関に提出しなければならない。

3 （略）

（登録の更新）

第四十八条の十八 法第三十条の十九第三項の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間にキャリアコンサルタント登録更新申請書（様式第十二号の八）に前条第一項に規定する講習の修了証（同条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者にあつては、これに代わるべき書面）を添えて、法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関に提出しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第四十八条の二十 キャリアコンサルタントは、法第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があつたときは、キャリアコンサルタント登録事項変更届出書（様式第十二号の十）を法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関に提出しなければならない。

2 法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関は、前項の規定による届出があつたときは、法第三十条の十九のキャリアコンサルタント名簿に変更があつた事項及び変更があつた年月日を登録するとともに、登録証を訂正し、当該届出をした者に交付するものとする。

（登録証の再交付）

第四十八条の二十一 キャリアコンサルタントは、登録証を滅失し、又は損傷したときは、キャリアコンサルタント登録証再交付申請書（様式第十二号の十一）を法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関に提出して、登録証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により登録証の再交付を申請した者は、失つた登録証を発見したときは、遅滞なく、これを法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関に返納しなければならない。

（業務廃止等の報告）

第四十八条の二十三 キャリアコンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は法第三十条の十九第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該キャリアコンサルタント、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときにあつては厚生労働大臣に報告しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第四十八条の二十八 指定登録機関は、法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十の許可を受けようとするときは、登録事務休止（廃止）許可申請書（様式第十二号の十五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第四十八条の二十九 法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録申請受付年月日

二 登録申請を受け付けた事務所の所在地

三 登録申請をした者の氏名、生年月日、性別、住所、事務所の所在地、事務所の名称及び登録の可否

四 登録年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 指定登録機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（立入検査を行う職員の証明書）

第四十八条の三十 法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十七第二項の身分を示す証票の様式は、様式第十二号の十六によるものとする。

（指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用）

第四十八条の三十一 法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）が同項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）を行う場合における第四十八条の十六第二項、第四十八条の十八、第四十八条の二十及び第四十八条の二十一の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第四十八条の二十三の規定の適用については、同条中「厚生労働大臣」とあるのは、「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときにあつては厚生労働大臣」とする。

別表第十一の三の二（第四十八条の四第一項関係）

一 講習の実施方法

1 この表の科目又は範囲ごとに通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うこととする。

2 全体の半分以上を通学の方法又は通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法に限る。以下この2において「オンライン講習」という。）によって行い、いずれの科目においても当該科目の全てが通信の方法（オンライン講習を

除く。)によらないこととする。

二 知識及び技能の修得の確認

講義及び演習は、修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこととする。

三 教材

科目に応じた適切な内容の教材を用いることとする。

四 講師等

1 教科の科目に応じ当該科目を効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者とする。

2 演習は、講師のほか、講師の補助者を配置する。

五 講習を受ける者の数

講義は三十人以下、演習は二十人以下とする。

科目	範囲	時間（単位は時間とする。）		
		講義	演習	合計
キャリアコンサルティングの社会的意義	一 社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	二	○	二
	二 キャリアコンサルティングの役割の理解			
キャリアコンサルティングを行うために必要な知識	一 キャリアに関する理論	三	○	三五
	二 カウンセリングに関する理論	三		
	三 職業能力の開発（リカレント教育を含む。）の知識	五		
	四 企業におけるキャリア形成支援の知識	五		
	五 労働市場の知識	二		
	六 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識	四		
	七 学校教育制度及びキャリア教育の知識	二		
	八 メンタルヘルスの知識	四		
	九 中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識	四		
	十 人生の転機の知識	一		
	十一 個人の多様な特性の知識	二		
キャリアコンサルティングを行うために必要な技能	一 基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能	六	六〇	七六
	二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括	一〇		
キャリアコンサルタントの倫理と行動	一 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動	二	一〇	二七
	二 環境への働きかけの認識及び実践	三		
	三 ネットワークの認識及び実践 1 ネットワークの重要性の認識及び形成 2 専門機関への紹介及び専門家への照会	四		
	四 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける必要性の認識	三		
	五 キャリアコンサルタントとしての倫理と姿勢	五		
その他	一 その他キャリアコンサルティングに関する科目	一〇		
合計		一五〇		

○ 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 31 号）【令和 3 年 6 月 1 日施行】

（講習の科目）

第一条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）

第四十八条の十七第一項第一号の講習（以下「知識講習」という。）は、別表の第一号下欄に掲げる科目について行う。

2 規則第四十八条の十七第一項第二号の講習（以下「技能講習」という。）は、別表の第二号下欄に掲げる科目のうち技能講習を受けようとする者がキャリアコンサルタントとしての経験に応じ選択する科目について行う。

（指定の基準）

第二条 厚生労働大臣は、知識講習又は技能講習（以下「更新講習」という。）が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、規則第四十八条の十七第一項第一号又は第二号の指定（以下単に「指定」という。）を行うものとする。

一 知識講習にあつては講義により、技能講習にあつては講義又は演習により行うこと。

二 技能講習にあつては、その半分以上の時間を通学の方法又は通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法に限る。）により行うこと。

三 更新講習は、修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。

四 講師は、別表の下欄に掲げる科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。

五 演習にあつては、前号の講師のほか、講師の補助者を配置すること。

六 別表の下欄に掲げる科目に応じた適切な内容の教材を用いること。

七 技能講習を受ける者の数は、原則として、講義により行う場合にあっては三十人以下、演習により行う場合にあっては二十人以下であること。

八 更新講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

九 更新講習を実施する者が前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

十 更新講習を受ける者に、当該更新講習の指定を申請した者（以下この号及び次項において「指定申請者」という。）又はその関係者が雇用する者その他指定申請者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。

2 厚生労働大臣は、指定申請者が、更新講習に関する業務以外の業務の運営に関し、その雇用する労働者たるキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントをいう。）によるキャリアコンサルティング（同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。）を行っている場合においてその雇用するキャリアコンサルタントに対し更新講習を実施する場合その他の合理的な理由がある場

合において、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該指定申請者に対して、指定を行うことができる。

- 一 前項第一号から第九号までに掲げる基準に適合していること。
- 二 講習を受ける者の範囲について合理的な理由があること。

別表（第一条関係）

更新講習の区分	科目
一 知識講習	- 一 職業能力の開発（リカレント教育を含む。）の知識 - 二 企業におけるキャリア形成支援の知識 - 三 労働市場の知識 - 四 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識 - 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 - 六 メンタルヘルスの知識 - 七 中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識 - 八 個人の多様な特性の知識 - 九 その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識
二 技能講習	- 一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 - 二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括